

福島第一原子力発電所沿岸における放射線の計測結果について

平成23年5月13日

変更 平成23年5月19日

変更 平成23年10月6日

国土交通省海事局

海上保安庁では、4月25日に「福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内は、原子力災害対策特別措置法に基づき、警戒区域に設定され、立入りが制限されている。」との航行警報を発している。なお、「同発電所から半径20キロメートルから30キロメートル圏内海域、船舶は緊急時に避難が可能な準備を行い立入りされたい。」の警報は9月30日に解除されている。

原子力安全委員会は、文部科学省が公表している「環境モニタリングの結果」について評価を行っている。10月3日時点では、福島第一原子力発電所20km以遠の空間放射線量率については局所的に比較的高い線量率が観測されているものの健康に影響を及ぼすものではない、発電所周辺、宮城県沖及び茨城県沿岸の海水について、発電所の直近のポイントのみCs-134、Cs-137が検出されているが濃度限度を下回っており、その他のポイントは検出限界値未満であった、としている。

(注1) 法令に定める周辺監視区域境界外の水中の放射性物質の濃度は、I-131が40Bq/L、Cs-134は60Bq/L、Cs-137は90Bq/L。

参考：原子力安全委員会 http://www.nsc.go.jp/nsc_mnt/111003_1.pdf

文部科学

省http://radioactivity.mext.go.jp/ja/index.html#monitoring_around_FukushimaNPP-sea

福島第一原子力発電所から20km圏前後にある海域3地点の10月2日の測定結果を見ると、空間線量については0.02 μ Sv/hであった。この値を1日値に換算しても被曝量は最大で0.48 μ Svとなり、これは、東京-ニューヨークを航空機で1往復するとき被曝する200 μ Svに比しても微量である。

また、同3地点の海水表層の放射性物質濃度は、I-131、Cs-134、Cs-137のいずれも検出されていない。

参考：福島第一原子力発電所周辺環境放射線測定

値<http://www.mlit.go.jp/common/000141397.pdf>

福島第一原子力発電所沿岸の航行に当たっては、航行警報など関係法令の遵守と、上記のホームページにより提供する情報等も参考に、科学的な根拠に基づく合理的な対応をされますよう、お願い申し上げます。

これらを含めた、福島原発事故に関連する情報は、国土交通省海事局のホームページに掲載しております。

http://www.mlit.go.jp/maritime/maritime_fr1_000008.html